

直衣の定義の変遷と語義説：宿直の衣から常の服へ

中 井 真 木

How *Nōshi* Came To Be Regarded as Ordinary Attire Rather Than
Robes for Night Service at Court

Maki NAKAI

Abstract

In contemporary scholarship, *nōshi*, a type of male attire worn at the Japanese court since the tenth century, is mostly explained as a form of dress used outside the court by upper-class aristocrats and at the court by a limited number of the highest-ranking courtiers (*kugyō*), who received imperial sanction to do so as a special privilege. Historical documents show, however, that lower-ranking courtiers allowed to enter the privy chamber as privy gentlemen (*tenjō-bito*) also frequently wore *nōshi* when on night duty. Virtually ignored today, this point suggests the need to reconsider the character of this form of attire and the institutions pertinent to it. Through investigation of arguments about *nōshi* advanced from the eighteenth to the twentieth centuries, this article draws attention to the almost forgotten view of Nonomiya Sadamoto, an erudite noble active around the turn of the eighteenth century, who defined *nōshi* as robes for night service at the court. Ise Sadatake, an influential scholar who lived slightly later, criticized Sadamoto's definition on etymological grounds and instead promoted an understanding of *nōshi* as a casual form of attire, leading to today's standard explanation.

The article also reviews recent discussions regarding the reception of permission to wear *nōshi* at the court and argues that researchers have confused two different types of sanction. One was *nōshi chokkyō*, which permitted specific *kugyō* to attend the court in *nōshi*, a phenomena seen from the twelfth century, and the other was *zappō chokkyō*, which existed from the ninth century and permitted most *tenjō-bito*, together with members of

the Imperial Guard (*konoe*) and police (*kebiishi*), to wear robes other than official attire when necessary. This included wearing *nōshi* while on night duty. Overall, the article suggests that Sadatake's arguments and etymology have been overinfluential and that further investigation of historical evidence of actual usage is needed to reach a better understanding of the court system of attire and its social implications.

はじめに

直衣(のうし)とは、10世紀頃に登場し、その後日本の朝廷社会で長く用いられた男性の服装形式の一つである¹。基本的には、直衣と呼ばれる上衣に指貫さしぬきと呼ばれるゆったりとした袴を組み合わせる様式で、『枕草子』や『源氏物語』をはじめとする文学作品や『源氏物語絵巻』等の絵画作品に登場する男性貴族が多く着用しており、「直衣こそはまさに王朝の象徴」と評する者もあるほどである²。

この直衣について、現在通用の文献の多くは、貴族の日常着・私服であるが、一部の特権的な地位にある貴族は勅許を得て参内時に着用することもできたと説明している。このこと自体は誤りではないが、直衣にはもう一つ、重要な性格があった。それは宮中での宿直に用いられたという点なのであるが、今日、この点は著しく軽視されており、私見では、このことが、直衣という服装が朝廷において果たしていた役割や、直衣着用に関わる許可制度ごっぼう(雑勅勅許・直衣勅許)に関する理解を誤らせる一因となっている。

本論文は、この宿直衣という側面が見過ごされ、直衣が専ら日常着として理解されるようになった経緯について、江戸時代から20世紀の研究史をたどることで明らかにしようとするものである。

直衣に対する今日的な理解と問題の所在

直衣という上衣がどのような形態であったか、登場初期についてはよくわかっていないものの、おおよそ、朝服ちようふく(朝廷への出仕服)の上衣(袍)に類似するものであったと考えられている。朝服は、直衣が史料上に登場するのとはほぼ同時期そくたいに東帯とも呼ばれるようになるが³、一貫して、位に応じて決まった色の袍



左上から 1 夏の冠直衣姿, 2 冬の冠直衣の後姿, 3 夏の束帯, 4 束帯の後姿。直衣と束帯では, 上衣の色, 石帯の有無, 袴の形状, 裾部分の着装法, 後に長く引く下襲の有無等に違いがある。

図版出典 1・3・4:前田氏実・永井幾麻模写『春日権現霊驗記(模本)』(部分)東京国立博物館蔵, 原本宮内庁蔵, Image:TNM Image Archives 2:『承安五節之図』(部分)早稲田大学図書館蔵

中井真木：直衣の定義の変遷と語義説：宿直の衣から常の服へ

(位袍^{いほう})を着用し、石帯^{せきたい}というベルトを締めるものであった。これに対し、「雑袍」に分類される直衣は、本来的には決まった色等はなく、一般的な着装では石帯を締めない等、束帯よりも軽快なものであったらしい。ただし、より身軽な服装として狩衣^{かりぎぬ}（布衣^{ほうい}）等の形式もあった。

この直衣に対する現在の一般的な理解とはどのようなものだろうか。試みに最大の日本語辞典である『日本国語大辞典』を引いてみよう。

(平常の服の意) 公卿の日常服。位階相当の位色を用いないのを特色とし、勅許を受けると参内もできたので、地質、色目、文様にも一応の慣習を生じた。冬は表を白、裏は二藍の重ねとし、夏は裏をつけないので冬の裏の二藍の色を用いた。下着やはきものは衣冠と同様であるが、日常の略時には烏帽子を用いた。雑袍。直衣の御衣。直衣の衣。⁴

ここから直衣の性格として読み取れるのは、公卿（大臣・納言・参議および三位以上の高官）の日常服であり、勅許を受けると参内にも着用できたということである。

とはいえ、服装について調べるのに日本語辞典を参照するのはあまり適切ではないかもしれない。そこで、より専門的な参考書もいくつか引用してみると、あかね会編『平安朝服飾百科辞典』では「天皇はじめ貴族の常用の服」と定義し、「勅許を得た者はこの直衣姿で参内することが出来た」と述べ⁵、近年刊行された増田美子編『日本衣服史』でも「基本的には上流貴族の私服」と定義した上で、勅許を得て参内することが「特権階級の象徴であった」と説明している⁶。直衣について解説する文献はこの他にも多数存在するが、細かい表現に違いはあれど、概ねにおいて、天皇を含む上位貴族の日常着もしくは私服と直衣を定義し、参内における着用の勅許制度について説明している。

確かに、次のような描写は、貴族が私邸で着用する衣服という直衣の性格をよく示している。

涼の中納言は、うち休みたまへる寝耳に聞きて、驚きながら、冠もうちそば

めてさし入れ、指貫、直衣などを引き下げて、真広げて出で来たり。これかれ見たまひて、いみじう笑ひたまふ。源中納言、「物語をだにせざんなり。あなかまや」とうちかきて、石畳のもとにて、直衣、指貫着て上りぬ。(『うつほ物語』蔵開上)⁷

上は10世紀後半に原態が成立したと考えられている『うつほ物語』の一場面で、琴の名手藤原仲忠が娘いぬ宮の誕生をよるこんで奏でた秘蔵の琴りうかくの音を聞き、人々が集まる場所であるが、仲忠と琴の腕を競う源中納言涼は、寝所でこの音を耳にして目を覚まし、冠を歪んだままかぶり、指貫や直衣を手に持って、下着姿のまま（真広げて）駆け付けてくる。それを見て人々がひどく笑うと、涼は「睦言（物語）も交さなかったのだ、やかましい」とこれを制し、直衣と指貫を着て仲忠のいる殿舎に昇っていく。まさに貴族の私服として直衣・指貫が着用されていると言えよう。

『源氏物語』（11世紀初頭成立）において光源氏が幼い紫の上と一夜を過ごす段の描写も、「上流貴族の私服」という直衣の性格によく合致している。

^{〔紫の上〕}君は、^{〔尼君〕}上を恋ひきこえたまひて泣き臥したまへるに、御遊びがたきども、「直衣着たる人のおはする。宮のおはしますなめり」と聞こゆれば、起き出でたまひて、「少納言よ。直衣着たりつらむは、いづら。宮のおはするか」とて寄りおはしたる御声、いとらうたし。(『源氏物語』若紫)⁸

亡くなった祖母（尼君）を恋しがって紫の上が泣き伏していると、遊び仲間が「直衣着た人がいらした、宮（紫の上の父）がいらしたのだろう」と告げるので、紫の上は起き出してきて、女房の少納言に「直衣着ているというのはどこ、宮がいらしたの」と聞くのであるが、彼女の生活圏における「直衣着たる人」が父宮等、ごく限られた人間であったことがこの問いの前提となっている。

また直衣での参内が勅許されたことについては、『今鏡』（12世紀後半成立）の描写がしばしば参照されるところである。

御母女院〔瑋子〕ならぶ人なくておはしまし、かば、御せうとの侍従の中納言実隆、左衛門の督通季、衛門の督実行、左兵衛の督実能など申て、帝の御をぢにて、直衣許さりて常に参り給。（『今鏡』すべらぎの中）⁹

これは崇徳天皇の即位（1123年）に伴って、その母待賢門院瑋子の兄弟たちが直衣での参内を許されたという記述であり、公卿の中でも天皇の外戚が特権的に直衣を許されたことを伝えている。

このように、直衣が貴族の私服であり、歴史上、一部の公卿に直衣での参内を許す制度が存在したことは間違いない。しかし、次のような描写はどうだろうか。

細殿の遣戸をいととうをしあけたれば、御湯殿〔の〕に馬道より下りてくる殿上人、なへたる直衣、指貫の、いみじうほころびたれば、色々の衣きぬどものこぼれいでたるを、をし入れなどして、北の陣まぎまにあゆみゆくに、あきたる戸の前を過ぐとて、纓をひきこして、顔にふたぎていぬるもおかし。（『枕草子』）¹⁰

内裏登華殿の細殿（庇の間）にある女房の局にいて、朝早く引き戸を開けると、殿上人が萎えて着崩れた直衣・指貫姿で、清涼殿北西の通路（御湯殿の馬道）から出てきて、内裏北方にある玄輝門・朔平門（北陣）へ向かっていく。局の開いた戸の前を通る時には、冠の纓を引き寄せて顔を隠して行くのも興がある、という趣旨であるが、ここに描かれているのは、天皇の居所であり政務空間である清涼殿での宿直を終え、北陣にある宿所に向かう殿上人（公卿には至っていない四位以下の官人で、清涼殿殿上の間に昇り、天皇の身边に奉仕することを勅許された人々）であり、特権的な上位貴族とは言い難い。かといって、宮中での着用であるから、ここでの直衣は単なる私服とも言えない。彼らは宿直勤務における服装として直衣を着ているのである。

すなわち、『枕草子』が書かれた10世紀末頃には、直衣は殿上人の宮中での宿直用の衣服としても用いられていたわけであるが、全体を引用した『日本国語大辞典』をはじめ、上で取り上げた『平安朝服飾百科辞典』でも増田編『日本衣服

史』でも、あるいはその他の多くの文献においても、「直衣」の項目には宿直の宿の字も見当らず、この『枕草子』に描かれたような着用様態については言及していない。それどころか、貴族とはいえ、公卿には至っていないこれらの人々もこうやって直衣を着用していたことすら、ほとんど読み取れない場合も多く、「殿上人以下での着用はあまりな〔い〕」と明言する文献すらある¹¹。

直衣が宿直に着用されたこと自体は決して知られていないことではない。例えば『日本国語大辞典』では「宿直装束」を「宮中に於て警衛守護の目的で夜をすごすときに身につける衣服。略式の衣冠と直衣」と説明しており¹²、20世紀後半における有職故実の第一人者とされる鈴木敬三も、「宿直装束の中心は、衣冠と直衣である」と述べている¹³。ただ、現在広く参照されるレファレンスにおいて、「直衣」の解説中に宿直での着用に触れたものはごく少ない¹⁴。つまり、宿直に用いられるという側面は、私服であり、特権の表象であるという側面に比して本質的ではなく、重要ではないと見なされているのである。

直衣が朝廷社会の中でどのような位置付けを得ていたのかを考える上では、『枕草子』に描かれたような宿直での着用も、直衣の主要な性質の一つに含まれると思われるのに、なぜこの点はかくも軽視されるようになったのだろうか。

野宮定基と伊勢貞丈

上述のように、現在では専ら上級貴族の私服であり、その一部が勅許を受けて参内に着用したと解説されている直衣であるが、かつてはこれとはかなり異なる説明も示されていた。その中でも重要なのが、有識として知られた江戸時代の公家、野宮定基（1669–1711）が新井白石（1657–1725）の質問に答えて示した『新野問答』における以下の解説である。

一、直衣

此服は夜陰の褻衣に候なり。宿直の意をもつて直衣と称し候。宿直とは、『令義解』に曰はく「夜仕を宿といひ、昼仕を直といふ」と候得共、殿上番をおしなべて宿直と申し候。殿上勤番の人、夜陰に及びて着する所の服に

候。尤も衣冠とて平衣に袷・袖を重ねて、指貫を着、位袍を加へ候を宿衣と申し候。……衣冠も宿衣に候得共、直衣は一段褻服に候。¹⁵

ここで定基は、直衣とは夜間の略装（褻服）であり、殿上の宿直番の人が夜になって着用する衣服であると定義し、宿衣には衣冠（位袍に指貫を着用する）もあるが、直衣はこれよりも一段と略装である、と説明している。すなわち、現代では直衣の説明としてほとんど省略されている宮中での宿直装束としての性格こそを、直衣の主たる性質としているのである。この定基の説はなぜ顧みられなくなったのであろうか。

上の著述において、定基は「直衣」という名称を「宿直」と結びつけて自説の一根拠としている。直衣に限ったことではないが、このように、名称の持つ意味から事物の性格を論じることは古くからしばしば行なわれてきた。直衣を宿直に結びつける理解も定基独自のものでもなく、例えば一条兼良にも見られる¹⁶。

この定基の示した語義を正面から否定し、直衣とは「常に着る衣」の意であるとしたのが、江戸の故実家、伊勢貞丈（1717-84）であった。

或説に直衣は宿直の衣なるゆゑ、直衣と云ふといへり。〈君ニ仕ル人、夜君所ニ宿スルヲ宿ト云ヒ、昼君所ニ侍スルヲ直ト云フ。宿直トノキトヨム。〉此の説は、唯直字音のみを知りて訓義を弁へずして、漫に作りたる説なり。『小補韻会』直字註、「逸職切。不曲也。又常也。侍也。」とあり、「不曲也」の訓はナホシ、「常也」の訓はツネ、「侍也」の訓はハンベル又トノキ。斯くの如く訓義各別なり。宿直の直は侍の義也。直衣の直は不曲の義と常の義とを兼ねたり。侍の義をもつて不曲の義と混雑するは、大に誤りなり。常と不曲とは意義相通ずる事あり。異変の事あるを曲とし、又非常とす。異変の事なきを不曲とし〈直なり〉、又常とす。然れば、ナホシと云ふ訓とツネと云ふ訓と、其の義相通ずるなり。『伊勢物語』に、「父は直人にて母なん藤原なりける」とあり。なほ人は直人と書いて、常の人を云ふ。是れ其の証なり。直衣の直は直人の直に同じ。直衣はもと朝服に非らず。私の家に在る時、常にきる衣と云ふ事を、直衣と名付けたるなり。又衣の字シとよむ事は、衣を

古き詞にソといへば、サシスセソの通音にてシとも云ひたるなり。¹⁷

『安斎随筆』に収められた貞丈のこの論によれば、「宿直の服」説は「直」の複数の訓義を弁別しておらず、根拠なく、みだりに作ったものである。「直」には、不曲（ナホシ）、常（ツネ）、侍（ハンベル・トノキ）の3つの訓義があり¹⁸、宿直の直は侍の義であるが、直衣の直には侍の義は含まれず、不曲と常の義を兼ねている。侍と不曲を混同するのは大きな誤りであるが、常と不曲は共通の意味を持つ。だから、直衣は私宅で着用する「常に着る衣」という意味だ、というのである。

貞丈の説には、「直衣」を「なほし」と読むということが前提としてあり、「なほし」と訓ずるのだからこの「直」の義は不曲であるという論理が内包されている。しかし、「不曲」という訓義だけでは「私の家に在る時、常にきる衣」という語義は導けない。そこで、『伊勢物語』に見える^{なほびと}直人の語等を根拠に不曲と常の語義は通い合うとし、「常にきる服」説を提示している。

ここで貞丈は野宮定基の名に言及してはいないが、これが『新野問答』を念頭に置いた主張であることはほぼ確実である。というのも、大塚嘉樹（1731 - 1803）と知見を交わした「嘉貞問答」において、貞丈は「白石の間によりて高倉殿・山科殿・野々宮殿三家の答書有之。うつし持て候。その答の中には取りがたき事も間々見え候。公家の人々の説なりとて悉くは信じがたき事に候。公家にしばられずして古書を広く見るにしかず存じ候」と述べているのである¹⁹。すなわち、貞丈がこのような主張をした背景には、公家の説を疑い、古文献の探究に基づいて考証すべしという国学者としての考え方があった。

「嘉貞問答」にはまた、貞丈の「常の服」説に関わるやりとりも収められており、これによると、もともと貞丈説には「朝服にあらざる故たゞの衣と云ひたる事なり」、「宿直の服に用ゐるはいふに及ばず」等とも記されていた²⁰。嘉樹は貞丈の直衣語義説全体に対しては「賢考、至極相当いたし申し候」と賛意を示しつつ、直衣は宿直に限らず用いられるのだから、宿直の服であることには触れないほうがよいとの意見を示している。故実叢書本『安斎随筆』において宿直での着用への言及が見られない背景には、貞丈が嘉樹の助言を容れて、定基の説との対比をより鮮明にする方針をとったことが想定される。

語源説は他にもあったが²¹、恐らくそのわかりやすさと、膨大な著作の影響によって、貞丈説は広く流布した。その様相を、やはり江戸の故実家である田沼善一（生没年不詳）の記した19世紀前半の著作から確認してみよう。

直衣は、もと貴人ノ家に居るにも常に着る^{ウマ}服にして、是を着てはえほしをもかぶれり。たやすからぬ服の如くなれども、心ばへ袍と殊にて、うけばらぬ衣なり。なほとは、『伊勢物語』に「父はなほ人にて」云々、と云る直にて、たゞと云ひ、常と云が若し。……しは、衣を御ぞと云ふそに同じ。此衣をなほしと云と、今、継上下と云物を平服と云と似たる意あり。袍は右にも云る如く、いとうけばりたる衣なり。直衣は、うけばらぬうちうちの服なり。²²

このように、田沼は貞丈説をほぼそのまま踏襲しつつ、さらに「うけばらぬ」（格式ばらない）服という説明を加えて直衣を定義している。田沼はこの説を補強するために、『伊勢物語』以外にも『万葉集』や『今昔物語集』、『栄花物語』等によって「なほ」と「ただ」「常」が通ずることを示し、また故実書や記録類を多数引き、女房の直衣なども傍証としながら、直衣とは「うけばらぬ衣」、「何の事もなく、只ありなる」衣、すなわち、束帯の袍よりも動きやすく、格式ばらない内々の服であると説明する²³。その中で、「宿直姿とは、直衣着たるを云なり」と述べる部分もあるにはあるが²⁴、只ありなること、うけばらないこと、着やすいことを滔々と述べる中で、その一文は完全に霞んでいる。

このようにして、直衣をめぐる言説において、19世紀には伊勢貞丈の「常の服」説が主流となり、宿直に用いられたという側面は等閑視されるようになっていたのである。

20世紀における学説の展開

20世紀初頭、この状況に異を唱える論考が発表された。1916年、創刊されたばかりの『風俗研究』誌に掲載された、歴史学者兼文学者石村貞吉の「直衣の名義に就て」という短い論文である。この論文はおおよそ次のように始まる（引用は

後の改訂版に拠った)。

直衣の称呼の意義に関して、解釈を与へたものは、野々宮定基の、直衣即ち宿直衣とする説と、伊勢貞丈の、直衣即ち常の服とする説との二つ位かと思ふ。しかも、この二説の中、伊勢貞丈の説が一般に認められてゐるものの如くで、歴世服飾考、装束図解等も、この説に従つてゐる。しかし私は野々宮定基の説の方が、伊勢貞丈の説より、遙に意味があるやうに思ふので、今少しくその考へを述べて見よう、^(ママ)²⁵

そして、10世紀の直衣の様相を考察して、宿衣として用いられたことを推測し、貞丈説が「なほ」と「し」を分割する点に疑義を呈した上で、次のように述べている。

思ふに、「なほし」といふ語は、和名抄に、直衣を、「なほしのころも奈保之能古路毛」と訓してゐるのを略したものであることは、蓋し疑ひないことであらう。その「なほし」は直の字の和訓で、「ころも」は衣の字の和訓と見れば、その解釈はつくと思ふ。直は宿直の義で、宿直の衣であるから、直衣と言つたと解すべきである。宿直衣を直衣といふのは、あまり漢字を使用するに過ぎるやうに見えるかも知れないが、当時ではかかる命名があつても、さして珍らしいこととも思はれなかつたらうと思ふ。殊に束帯とか、衣冠とか、漢字のままに呼ぶことが流行した時代に、宿直の衣を直衣と呼んでも、格別深く怪むにも足らない。襖子・半臂などと、字音のままに呼ぶことの行はれたことも、之を参考して考へるには、最も意味があると思ふ。²⁶

この中で、「なほ」と「し」を分けて論じる貞丈説に対して、『和名類聚抄』(和名抄)を引いて反論した部分は、一定の有効性が認められよう。承平4年(934)頃までに成立した源順編『和名類聚抄』装束部衣服類に「襦衫 楊氏漢語抄云、襦衫〈須曾豆介乃古路毛、一云奈保之能古路毛〉」と見えることは²⁷、直衣に関わる最初期の史料の一つとして、早くから注目されてきた。石村は、ここに「なほしのころも」とある訓を「直衣」に対応させれば、直が「なほし」、衣が「こ

ろも」であるのだから、「なほ」が直, 「し」が衣であるとするのは妥当ではない, と主張した。この後しばらくは「なほ」と「し」を分けた説明も見られたが, このような論は今日ではほとんど見かけられなくなった。

ところが, 「宿直の衣であるから, 直衣と言つた」という石村説の肝心の部分はほとんど受け容れられなかった。例えば上記引用中の『装束図解』の著者で有職故実故実に通じた日本文学者関根正直は, 1925年の著作においても, 貞丈説をほぼそのまま踏襲して, 宿直装束説をきっぱりと否定している。

直衣は公卿日常の平服をいふ。之を宿直装束と心得たるは誤解なり。「ナホシ」とは常の服といふ義なり。当時の語に, 常の談をナホゴト(直言)といひ, 高位の人に対して, 一般人をナホビト(直人)などいへる, 皆常の義なるにて悟るべし。宿直の直にはあらず。シはソ(衣)の転音語。²⁸

神職・故実家で, 大正・昭和の即位礼における故実調査を担当した出雲路通次郎も, 『新野問答』を示して「直に宿直の意とし, それから起つた名称とする説がある」と紹介しつつ, 『安斎随筆』の説を引いて, 「直衣の意義を宿直と解するよりは常着と考へる方が都合のよいことがある」とし, 「常の服」説寄りの立場を示した²⁹。

石村論文の掲載された『風俗研究』誌の主宰者であり, 「風俗史」という分野を打ち立てた江馬務こそ, 下のように述べて「宿直の服」説に中立的な立場を示してはいるが, このような立場はむしろ例外的だったようである。

「直」は常の義と古来伝へてゐるが, 安斎随筆 又宿直の直即ちトノキの義であるともいはれる。新野問答, 風俗研究石邨貞吉氏直衣の名義について 一説には「たゞの衣」即ち特別の衣でないといふことに解するが, これは当つてゐない。³⁰

そもそも, 石村の論は宿直の衣説を支える新しい根拠を示しているわけでもなく, 「漢字のまま」「字音のまま」読む語を引き合いにしつつ, 直衣をチョクイと読む史料を提示していない点等は, いかにも説得力を欠いていた。しかも石村

は、「西宮記に、直衣を宿衣にしたことを書いてゐるのは、亡びた習慣の片鱗が、雲間にちらと顕はれたもの」と述べ、宿衣であったのは「原始的直衣」であり、10世紀半ばの『西宮記』成立頃には直衣は公家の平服となったと考えた。つまり、語源説においては宿直の衣説を支持した石村も、直衣の定義という面では、むしろ「公家の常の服」という説を補強したのであった。石村説に好意的であった江馬務も、直衣とは「禁色の人の平素の衣」等、上位貴族の日常着とし、いずれも直衣がどのように宿直に用いられたかについて関心を示すことはほとんどなかった。

20世紀後半、江馬の否定した「ただの衣」説は、鈴木敬三によって、ただとは雑袍であることを意味するという論に発展した。鈴木も初期には「直」の訓を「ただ」とし、その語義は「平常の服」であるとしているが³¹、後年の説では、「ただの衣」という部分はそのままに、その語義は雑袍を用いることによると変更している。

直衣は、衣冠と全く同じ構成で、ただ袍だけが位色でない雑袍を用いていることによる名称であり、ただそうぞく只装束ともいう。³²

ただし、「ただ」の語義解釈は変遷しているものの、『国史大辞典』の「直衣」の項目を「平安時代以来、天皇以下、公家の高級官人が日常着として採用した私服」と書き出しているように³³、天皇をはじめとする上流貴族の日常着・私服と直衣を定義する点は他と変わらず、上で見たように宿直装束としての側面に重きを置くことはなかった。

あるいは、また別の語源説として、高田俊男が「なほし」という訓をそのまま用いて、「この名は気持を直した衣の意である。気分を転換し、くつろぐ衣服のことである」と述べているが、これに続けて「男子の直衣は天皇、皇太子、親王、公卿が日常着として用いたもの」と定義するように、やはり直衣を日常着として位置付け、宿直の衣としての側面には触れていない³⁴。

結局、石村説の発表から百年が経過した現在、その主張、そしてより重要なことに、かつて野宮定基によって直衣が宿直の衣と定義されたことはほとんど忘れ

さられてしまった³⁵。そして、直衣の定義を「平安時代以来、天皇以下、公家の高級官人が日常着として採用した私服」（上掲鈴木敬三説）とほぼ同趣とし、宿直との関連には触れずに解説する文献が今日の主流となったのである。

宿直の衣としての再評価：雑袍勅許の再検討へ向けて

改めて、朝廷社会において直衣とはどのような位置付けをもった服装であったのだろうか。直衣は10世紀に登場してから、19世紀後半に至るまで、そして局所的には今日に至るまで着用されてきた服装形式である。このような長い歴史の中でその着用場面や地位に変遷があったのは当然のことであり、通説における混乱の一因には、時代毎の変化を把握し切れていないことも大きい。特に近年明らかになってきたのが、特権的に直衣での参内を許す制度の成立が12世紀頃らしいという点である。

本論前半で確認したように、直衣に関する解説のほとんどにおいて、勅許を得れば参内に着用できたことが説明されている。勅許を受ければ日常服・私服で参内できるとあれば、いかにも特別なことに思われる。例えば、増田編『日本衣服史』では、この点について「一部の特権貴族は天皇の聴許（雑袍聴許という）により参内服としても着用できた。雑袍許しは基本的には天皇と姻戚関係のある者および関白・大臣クラスの公卿に出されたものであり、特権階級の象徴でもあった」と述べている³⁶。また、比較的新しい概説書として近年頻繁に引用される近藤好和『装束の日本史：平安貴族は何を着ていたのか』では、この制度について次のように説明している。

直衣は基本的に私服であるから、烏帽子直衣での参内はもちろんのこと、冠直衣での参内も不勅許であった。ところが、上級貴族の一部には、冠直衣での日常の参内が勅許された。これを雑袍勅許（直衣勅許）といい、そのための天皇の命令を雑袍宣旨といった。

雑袍宣旨は私服で昇殿できる権利であり、天皇との私的な関係を誇示する宣旨であった。³⁷

これらによれば、私服である直衣での参内は、天皇との私的関係に基づき、雑袍宣旨で許される特別な処遇ということになる。このような理解は増田や近藤の著作だけでなく、多くの文献に見られるものであり、未だに現在の通説といってよい³⁸。

ところが、この通説には重大な欠陥があった。というのも、雑袍宣旨の実際の対象者は「一部の特権貴族」ではなかったのである。管見では、このことを最初に示唆したのは茨木裕子であり、9世紀に成立した雑袍宣旨が四位以下の官人を対象としていることや、直衣での参内の勅許は12世紀以降に成立したことを指摘している³⁹。更に近年、佐藤早紀子が11世紀前半までの雑袍宣旨について詳細な検討を加え、雑袍宣旨は殿上人全般に与えられるものであり、特権的な処遇とは見なせないことを明らかにした⁴⁰。

ただし、実は『新野問答』では、雑袍宣旨と直衣宣下が対象者を別にしている点が明確に認識されていた。

さるにより白昼に直衣を着て禁中に侍るは、以ての外は無礼に候。よって公卿以上は勅許に依り昼に之を着すを、直衣宣下と申候。殿上人も然るべき人は雑袍の宣旨を蒙りて之を着し候。……然るに近衛府は、禁中の宿衛を掌り候。其職掌、他と異なりし故に、永宣言を蒙るとて、中・少将は打ち任せて勅許を待たず着用し候。永宣旨とて、永代勅許の宣旨に候。これを衛府の眉目に候。……⁴¹

定基によれば、「直衣宣下」と「雑袍宣旨」はそれぞれ公卿と殿上人を対象とした違う制度であり、また近衛府は禁中の宿衛を掌るために、永宣旨によって個別の勅許がなくとも直衣を着用したという。これらの点は、現行の通説ではほとんど見受けられない理解であるが、最近の知見とよく合致する。

つまり、過去に一部の公卿に直衣での参内を許す制度が存在したことは確かであるが、問題はその時期や雑袍宣旨との関わりなのである。紙幅の都合もあり、雑袍勅許・直衣勅許に関する私見の詳細については別稿を準備中であるが、上記の先行研究も踏まえつつ、結論のみを簡潔に述べれば、直衣での参内を許す直衣宣下は雑袍宣旨とは別の制度であり、12世紀頃、すなわち、ちょうど上で引いた

『今鏡』が待賢門院の兄弟たちへの勅許について記述する白河院政期に制度化したと推測される⁴²。これに先駆けるものとして、宮中における直衣の特権的な着用が、藤原道隆や道長およびその子息を中心に11世紀前半から見られるが⁴³、勅許によることが確認できるのは院政期以降である。なおかつ勅許の対象者は13世紀頃には撰閥家・清華家の公卿のほか、天皇の外戚や乳母の夫、侍読、師匠等の近習公卿となっており、直衣勅許はすぐれて院政期的な制度であった⁴⁴。

これに対し、雑袍宣旨は9世紀からある制度であり、四位以下の殿上人や近衛府・檢非違使に対して出されていた。その趣旨は、職掌上必要な場合に位袍以外の着用を認めるものであり、成立当初の様相は明らかではないものの、10世紀後半以降の殿上人については、主に殿上間での宿直における直衣の着用や、諒闇中の椀色の袍の着用許可を目的としていたと見られる。

ここで再び強調したいのが、宿直の衣として直衣を再評価する必要性である。先述の通り、宿直装束に直衣が用いられたこと自体は現在も知られてはいるが、雑袍宣旨との関係は見過ごされている。管見では18世紀に田安宗武が雑袍勅許とは宿直における直衣着用を許可することとし⁴⁵、20世紀においては大丸弘が位袍を用いない宿衣・夜装束を初期の雑袍に含める見解を示してはいるが⁴⁶、昨今の研究では、宿直での直衣の着用は自明のこととして軽視されている。例えば上述の佐藤早紀子論文においては、直衣が宿直時に着用されることを当然の前提としつつ、これを日中の体調不良時等にも着用できるようにするのが雑袍宣旨であったと主張しているのだが、私見では、宿直における直衣の着用こそが、雑袍宣旨によって許されていたと考えている。

その根拠の一つとなるのが、10・11世紀の文学作品において、宮中での直衣着用場面の多くが宿直や宿所での活動に関わるという点である。上では『枕草子』の記述を引用したが、例えば『うつほ物語』や『源氏物語』においても、宮中での直衣の着用場面は宿直装束としてのものである⁴⁷。『源氏物語』には直衣を着用する場面が多く⁴⁸、「光源氏のような高位にある者は、直衣姿で参内することが許されていた」と解説する文献等もあるが⁴⁹、実際には光源氏が日中に直衣で参内する場面は存在せず、その他にも直衣で日中の宮中に祇候する人物は登場しない。直衣は私邸、院中、狩猟等、そして宮中での宿直の場面に出てくる衣服な

のであり、この点は当時の直衣について考える上で看過できない。

すなわち、直衣が宿直装束であるということは、直衣が私邸や私的行事等で着用される服であるということと同等に重要な性質であり、雑袍勅許制度を含め、朝廷社会における直衣の位置付けを理解するために欠くべからざる側面なのである。

おわりに

本論文では、朝廷社会における直衣の位置付けに対する理解をめぐり、18世紀初頭には「宿直の衣」という定義が示されていたのに対し、語義に焦点をあてた批判から「常の服」とする説が提唱され、その後、直およびなほ（し）の語義についてはさまざまな見解が提示されつつも、直衣とは日常着または私服と定義する理解が広く共有され、宿直装束としての側面はほとんど無視されるようになったことを確認し、次いで雑袍勅許や直衣勅許といった直衣に関わる朝廷の制度を正しく理解するためには、宿直の服としての直衣の側面を再評価する必要があることを指摘した。

今日、直衣に関する通説に混乱が生じている第一の要因としては、雑袍宣旨と直衣宣下の混同があげられる。前者は殿上人、後者は公卿を対象とする制度であることがかつては示されていたにもかかわらず、江戸の故実家の間で両者が同一視されるようになり⁵⁰、前近代的な宮廷社会が消滅するとともに、その区別はほぼ完全に忘れられてしまった⁵¹。同時に、直衣が宿直の服であることが軽視され、専ら常服・私服として理解されるようになったことも、「雑袍宣旨は私服で昇殿できる権利」という誤解を生む土壌となってきた。その経緯に語義をめぐる議論、とりわけ伊勢貞丈の説が大きく影響してきたことは、冒頭に引用した『日本国語大辞典』の「直衣」の項が、はじめに「(平常の服の意)」と断定していることにも反映されている。

直衣とは宿直の衣の意という野宮定基や石村貞吉の論は、確かに論拠に乏しく、これに対して国学的な視点から疑問を投じた貞丈説の意義は小さくない。しかし、その「なほ」とは「つね」の意であるとする論理も、現代的な目から見れば、牽強付会との印象も免れない。また、伊勢貞丈の業績は称賛されるべきもの

であるが、当時の研究環境に制限された誤りも少なくない⁵²。なかんづく、江戸の故実家以来の伝承に埋もれて、江戸時代とはいえ、実際に公家社会の中で生きていた人々の言説を忘却してしまうことは、賢明な態度とは思われない。

そもそも、定基説において直衣が宿直の服と説明されていたのは、文献の博搜や実体験に基づくものであって、直衣の語義は傍証に過ぎなかったはずである。にもかかわらず、語義に対する貞丈の批判に引き摺られ、定基の直衣の定義そのものが否定されたまま、今日に至るのである。語源を探るという作業の意義を否定するものではないが、事物の基本的性格がどのようなものであるかは、語源よりも実際の使われ方にもとづいて判断されるべきであろう。仮に直衣の本義が常の服・ただの服であったとしても、宿直との関係を軽視してよいことにはならない。直衣が遅くとも10世紀半ばには天皇の服装の中でもっとも日常的な軽装として位置付けられ（ただし更に軽装の袷姿等もあった）、私邸や私的行事において貴族にも多用されたことは、直衣の重要な側面であるが、宮中において宿直装束として用いられたことも、劣らず重要な点である。もし直衣の語義が常の服だとするならば、常の服が宿直に使用された意味こそを検討するべきであり、宿直に用いられたことを度外視して、朝廷の服装体系の中に直衣を位置付けることは妥当ではない。付言するならば、「日常」や「普段」、「私」という言葉を通じて現代的な概念を前近代の社会に適用してしまう危険性に対しても自覚的であるべきだろう。現代の私たちが過去の公家社会において「常」とは何であったかを理解することは容易ではない。

締め括りにもう一度、伊勢貞丈の言葉を引用しよう。貞丈は「公家の人々の説なりとて悉くは信じがたき事に候。公家にしばられずして古書を広く見るにしかず存じ候」と述べていた。通説を疑い、広く文献を収集して探究すべきという貞丈の姿勢は普遍的な価値を持っている。貞丈の時代に比べて、私たちはより多くの史料をより容易に入手し、分析することができるようになった。私たちがまねぶべきは、貞丈の説そのものではなく、その研究姿勢ではないだろうか。

注

- ¹ 厳密に言えば、女性の服装に対して「直衣」「直装束」等と表記した史料もわずかながら知られている。鈴木敬三「女房直衣」『国史大辞典』吉川弘文館、1990年。
- ² 中村義雄「御直衣なまめかしう：王朝の服飾美感」『陽明叢書国書篇源氏物語 月報』6、1980年、1頁。
- ³ 佐多芳彦「朝服」と「束帯」：用例からみた平安初期公家服制『服制と儀式の有職故実』吉川弘文館、2008年（初出2003年）、同「平安初期の公家服制について：束帯姿成立の背景」『立正史学』110号、2011年。日本の朝廷の衣服制度については、6世紀末ごろより隋・唐の制度を模倣しての整備が進んだことが知られ、『大宝令』（701年制定）・『養老令』（757年施行）では礼服・朝服・制服の三種の服装が規定されている。その後も、朝廷の機構や儀礼・生活様式等の変容に呼応して服装制度は変化を続け、その流れは、大まかに言えば、平安京遷都に代表される唐風化の推進が嵯峨朝（809-23）で頂点を迎え、その後は財政逼迫や国際情勢の変化等を背景にいわゆる国風化が進むという、社会全体の変化と軌を一にしている（増田美子編『日本衣服史』吉川弘文館、2010年等）。10世紀中葉までに、衣服令段階では「朝服」とされていた男性の参内服は「束帯」と呼ばれるようになった。この時期の服装を知るための史料として多用されるのが醍醐天皇の命による『延喜式』（927年完成、967年施工）と、源高明編纂の『西宮記』（原撰957-64年、982年頃まで補訂、1030年頃源経頼によって修訂）であるが、前者には束帯・直衣等の語が見られず、後者には見られることが、10世紀半ばまでにこれらの服装様式が一定の確立を見たことの証左と捉えられている（『西宮記』の成立年については所功「神道大系『西宮記』の解題」『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会、2001年（初出1993年））。
- ⁴ 「のうし」日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』小学館、第2版、2000-2002年。用例は省略した。なお、烏帽子と冠は朝廷社会で用いられた2種類のかぶり物であり、一般的には前者が私服に、後者が公服に用いられた。直衣は烏帽子とも冠とも組み合せられたが、位袍は基本的に冠と組み合せられた。
- ⁵ 「なほし」あかね会編『平安朝服飾百科辞典』講談社、1975年。
- ⁶ 増田美子「平安時代の衣服：国風化への道」増田美子編『日本衣服史』（注3）、122-3頁。
- ⁷ 中野幸一校注『うつほ物語 二』（新編日本古典文学全集）、小学館、2001年、340-1頁。
- ⁸ 阿部秋生他校注『源氏物語 一』（新編日本古典文学全集）、小学館、1994年、242頁。
- ⁹ 榊原邦彦他編『今鏡：本文及び総索引』笠間書院、1984年、61頁。
- ¹⁰ 渡辺実校注『枕草子』（新日本古典文学大系）、岩波書店、1991年、271頁。
- ¹¹ 近藤好和『装束の日本史：平安貴族は何を着ていたのか』（平凡社新書）平凡社、2007年、154頁。
- ¹² 「とのいそうぞく」『日本国語大辞典』（注4）。
- ¹³ 鈴木敬三「解説」国学院大学神道資料展示室編『装束織文集成：高倉家調進控』国学院大学、1983年、232頁。
- ¹⁴ 鈴木敬三にしても、例えば彼の執筆した『国史大辞典』「直衣」の項目（吉川弘文館、1989年）では「そこでこのころ〔引用者注：12世紀末〕から御幸や行啓供奉の廷臣は、束帯の代用としてとらいぎょう宿衣である直衣や衣冠を着けることが多くなり」という一文以外には宿直との関連について触れていない。

- ¹⁵ 新井白石問・野宮定基答『新野問答』（新井白石全集第六巻），今泉定介校訂，国書刊行会，1907年，583-4頁。ただし読み易さを優先し，原文の漢文体部分を書き下し，一部仮名や句読点を補うなどした（以下同じ）。
- ¹⁶ 「おほなほひハ大直日とかく。内にとのみするをハ直といふ。宿直の心なり。故にその時に用る衣をハ直衣とも宿衣ともいへり（「おほなほひのうた」『古今集童蒙抄』，武井和人編『一条兼良自筆古今集童蒙抄：影印付』（古今集古注釈書集成）笠間書院，2013年，184-7頁）。
- ¹⁷ 伊勢貞丈「直衣・直垂の直の字」『安斎隨筆』（改訂増補故実叢書）明治図書出版，1993年（初版1900年），第1巻，156頁（巻之六）。
- ¹⁸ なお，貞丈の『古今韻会挙要小補』（方日升編）からの引用部分は，本音・本義等を挙げた後に「○又本韻，逸織切，不曲也，又常也，侍也。」と註する部分であり（早稲田大学蔵・村上平楽寺正保5年版，第29巻24丁ウ），今日的な視点からは断章取義という印象も受ける。
- ¹⁹ 伊勢貞丈・大塚嘉樹「嘉禎問答」『安斎隨筆』（注17）第2巻，217頁（巻之二十七）。
- ²⁰ 同前，199頁（巻之二十六）。『安斎隨筆』『安斎雜考』等の本文にはいくつかの系統があり，異同も大きい（故実叢書解説）。田中尚房『歴世服飾考』が『安斎隨筆』巻五から引用する直の字義説は，「朝服にあらざるたゞの衣といふ意也」，「名称に違ひてとのみの事をいふべからず，横ざまに付たる説也」等と記されており，故実叢書の版よりも大塚嘉樹が言及しているテキストに近い（田中尚房『歴世服飾考』（改訂増補故実叢書），明治図書出版，1993年（初版1893年），236頁）。
- ²¹ 例えば貞丈と同時代の田安宗武（1715-71）は，「直」とは「下直」の意とする説を唱えている（『服飾管見』（改訂増補故実叢書），明治図書出版，1993年（初版1928年），417頁（巻第十一））。下直（かちよく・げじき）とは一般に値段の安いこと，価値のないことを指す語で，ここでは自らの位に応じた位色よりも下位の色であることを「下直」と表現していると推測されるが，あるいは出雲路通次郎が述べるように「褻の衣」であることを意味しているのかもしれない（出雲路通次郎『有職故実に関する講話』（『大礼と朝儀 付有職故実に関する講話』）復刻版，臨川書店，1988年（初版1950年），31-2頁。このように難解なこともあってか，宗武説が後人によって取り上げられる機会は少なかったようである）。
- ²² 田沼善一『筆の御霊』（改訂増補故実叢書），明治図書出版，1993年（初版1928年），第1巻，241頁。傍線は原文による。『筆の御霊』は文政・天保頃（1818-44）の成立とされている。
- ²³ 同前，98-100，241-6頁等。
- ²⁴ 同前，241-2頁。
- ²⁵ 石村貞吉「直衣の名義に就て」『有職故実研究』学術文献普及会，1956年（初版1955年，初出『風俗研究』5号，1916年11月），507頁。なお，新仮名に改めた版として，嵐義人校訂『有職故実』講談社学術文庫，1987年がある。
- ²⁶ 同前，509頁。ルビは引用者が付した。
- ²⁷ 狩谷望之（椽斎）『箋注倭名類聚抄』巻四，印刷局，1883年，10丁オ。
- ²⁸ 関根正直『服制の研究』古今書院，1925年，122-3頁。これは，1897年初版の『装束図解』（国学院）の解説をほぼそのまま踏襲したものであるが，それだけに石村の論考がほとんど影響を及ぼさなかった様相をよく反映している。
- ²⁹ 出雲路通次郎『有職故実に関する講話』（注21），31-2頁。この文献は出雲路の講演原稿

等をまとめた遺稿集で、引用部分の成稿年は不詳であるが、大正・昭和の即位礼を挟む1910-30年代の間と推定されている（所功「出雲路通次郎翁の遺著『大礼と朝儀』』『大礼と朝儀 付有職故実に関する講話』5-6頁）。したがって、石村説の発表よりも前の原稿である可能性も否定はできない。出雲路は定基説、貞丈説の他に、田安宗武説（注21）に言及しているが、この3説は『古事類苑』に掲載されており（「直衣」神宮司庁『古事類苑』普及版、吉川弘文館、1931-36年（初版神宮司庁、1896-1914年）、服飾部、296-7頁）、石村論文とは独立にこのような論考が成される土壌は充分にあった。

ちなみに、出雲路のいう「都合のよいこと」とは、直衣は天皇も着用するものであり、しかも白という斎服と同じ色である点は、奈良以前の服装の遺風を存するものであって、「古に遡れば極めて重要な御服」であるから、宿直装束だとか、下直の服であったという説は適切ではない、というものである（同前、32-3頁）。

³⁰ 江馬務『増補日本服飾史要』星野書店、1949年、63頁（江馬務著作集第2巻『服装の歴史』中央公論社、1976年、65頁。ただしここでは典拠が削られている）。『日本服飾史要』は1936年初版だが、初版および増訂版（1943年）と増補版は内容が大きく違う。増訂版では「直衣といふは礼服に対してたゞの衣服、又平常或は宿直の衣といふ意ともいはれてゐる」としている（36頁）。

³¹ 鈴木敬三『服装と故実』河原書店、1950年、100頁。

³² 注13に同じ。また「直衣」『国史大辞典』（注14）では「朝服の盤領・有襷・縫腋の構造に準拠しながらも、位階相当の位色に関与しない置（置）の衣として『のうし』といい、位袍に対して雑袍ともいふ」と述べている。1972年の論考では「直衣は『なほしのきぬ』の略称であり、縹紳の邸内での私服をさし、広義には、正装に対する略装の意として、尋常の装束ともいふ」としており、主張の変遷がうかがえる（『扇面法華経の研究』鹿島研究所出版会、1972年、84頁）。

³³ 注14に同じ。

³⁴ 高田俊男『服装の歴史』（中公文庫）中央公論新社、2005年（初版中央公論社、1995年）、123頁。

³⁵ 比較的最近の文献の中では『角川古語大辞典』に「『直』を常の意、また、宿直の『直』の意とする説がある」と述べられているが（「なほし」中村幸彦・岡見正雄・阪倉篤義編『角川古語大辞典』角川書店、1994年）、このような文献は少なく、これとて語義は「中古以後、公家の常用の服」とし、上の一文以外には宿直での着用に触れていない。

³⁶ 注6に同じ。

³⁷ 注11に同じ。

³⁸ 禁色勅許・雑袍勅許に関する先駆的研究である大丸弘「禁色雑袍の風俗史的研究」『風俗』3巻3号、1964年2月でも、雑袍勅許が天皇との私的関係に基づく特権である点を強調している。

³⁹ 茨木裕子「平安朝服飾における聴許の流れ：禁色・雑袍」『服飾美学』23号、1994年3月。また、同年に刊行された『角川古語大辞典』には、「平安中期までは、藏人など近臣が雑袍の宣旨により直衣姿での参内を許されたが、のち参議以上の者に許されることが多くな」ったと記されている（「なほしはじめ」、注35に同じ）。なお、直衣宣下の成立時期について、茨木論文以降刊行されたものを含めて多くの概説書では明確にしていないが、高田俊男『服装の歴史』では、「平安時代後期になると直衣宣下を受け天皇の許可

を得て、公卿とその子息は直衣で参朝できるようになった」と述べている（注34, 124頁）。

⁴⁰ 佐藤早紀子「平安中期の雑袍勅許」『史林』94巻3号, 2011年5月。

⁴¹ 注15に同じ。

⁴² 中井真木「中世前期の直衣始について」（第109回史学会大会報告要旨）『史学雑誌』121巻1号, 2012年1月。

⁴³ 吉川真司「摂関政治の転成」『律令官僚制の研究』塙書房, 1998年（初出1995年）。ただし吉川は10世紀段階より直衣参内の勅許が存在したと主張している。また佐藤早紀子は11世紀前半の宮中での直衣着用の実例について詳しく検討し、外戚関係を背景に後宮や清涼殿台盤所（女房の詰所）へ出入りする時に直衣着用がよく見られることを指摘している（注40論文）。

⁴⁴ 13世紀初頭の状況については、順徳天皇『禁秘鈔』によって伝わる。大丸弘「禁色雑袍の風俗史的研究」（注38）では、雑袍宣旨と直衣宣下を同一視することによる混乱は生じているものの、直衣宣下の対象者が摂関や大臣だけでなく、「比較的末流の家の出の多い」乳母一族や侍読を含むことの重要性を指摘している（16頁）。

⁴⁵ 注21に同じ。

⁴⁶ 注38に同じ。

⁴⁷ 『うつほ物語』蔵開中における仲忠の宿直装束や（注7, 451-2頁）や、『源氏物語』帚木における雨夜の品定め場面（注8, 55-61頁）、紅葉賀における光源氏と源典侍との逢引に頭中将が踏み込む場面（同, 339-45頁）等。

⁴⁸ 『源氏物語』に描かれる男性の服装として直衣が最も多いことについては、例えば中村義雄「御直衣なまめかしう：王朝の服飾美感」（注2）等。

⁴⁹ 鳥居本幸代『平安朝のファッション文化』春秋社, 2003年, 46頁。

⁵⁰ 伊勢貞丈は、天明12年（1792）、多賀常政の間に答えた『賀勢問答』において、「直衣は大臣以下参議以上の内々の常の服に候。直衣を雑袍と申候て、雑袍を聴候へば常の参内に着せられ候。御免なき人は参内に直衣着して参る事はならず候」と述べており（『安斎雑考』（改訂増補故実叢書）明治図書出版, 1993年（初版1900年）、337頁）、雑袍宣旨と直衣宣下を混同している。田沼善一も「雑袍とは、参内・院参に直衣着る事をゆるさるるなり。是を直衣をゆると云」と述べており（『筆の御霊』（注22, 第1巻, 243頁）、同一視している。このようにして、雑袍宣旨によって公卿もしくはその上位の一部のみが直衣での参内を許されるという理解が広まり、それが平安時代までも遡るものという誤解が形成されていったと考えられる。

ちなみに、多くの国語辞典に記載されている「直衣の位」という語も、このような中で生まれたものである。この語は『うつほ物語』俊蔭に唯一の用例があるとされてきたが、実は一部の写本等に「なふしの位」とあるのを、江戸期の『うつほ物語』研究において「直衣の位」と解釈し、三位を指すとされたもので、現在の『うつほ物語』研究ではこの解釈は否定されつつあり、例えば中野幸一校註の新編日本古典文学全集等では「納言の位」と校訂している。高田信敬「直衣参内」『源氏物語考証稿』武蔵野書院, 2010年（初出2003年）、注3も参照。

⁵¹ 下橋敬長「維新前の宮廷生活」では、雑袍宣旨が禁色宣旨とともに摂関家子弟の元服・昇殿時に出されていたことを証言している（『幕末の宮廷』（東洋文庫）、平凡社, 1979年（初出三田史学会, 1922年）、248・252頁）。また、近衛府の永宣旨に基づいて四位の近衛次将が着用する「殿上人の直衣」についても、出雲路通次郎が幕末まで用いられた

ことに言及している（『有職故実に関する講話』（注21），50頁）。

⁵² 伊勢貞丈の評価については、19世紀前半の故実家松岡行義の次の言葉を引用したい。「凡この伊勢先生の博達なる事は、世のしる所にして、いまはためていはんもやく有まじ。……されど、いまおもへば、その世は道いまだひらけざりけん。鎧冑、甲冑冑、軍用記等甚つたなし。先生ふるきよろひをみし事なく、又たゞに製作にまじらひしこともおはさざりけん。……されば、公家の有職は更にもいはず、弓馬の故実も、兵器の製も、屋舎の制も、衣服調度の事も、させる事にはあらぬが、そのよにはいみじきはかせにておはせしなりけり。かくいへばとて、我才の進みて、先生のおくれたるにもあらず。われも明和、安永年間に生れたらましかば、先生の如き説をいひて、いまのよの人に笑はれなん。」（『後松日記』（日本隨筆大成），新装版，吉川弘文館，1995年（初版1929年），141-2頁）。